

## ◆政府 子ども・子育て会議

## 子ども・子育て会議（第6回会合）が開催される

平成25年9月13日(金)、政府の子ども・子育て会議第6回会合が開催され、全日私幼連から【北條泰雅】副会長が出席しました。当日は議事次第より①保育の必要性の認定②確認制度③その他について説明と審議が行われました。

議題に入り、北條委員は、保育の必要性の認定について、この度の子ども・子育て支援施策は教育政策・福祉政策に位置づけられている。そのうえで、子ども・子育て支援法の基本的な立場は、全ての子どもと子育て家庭を支援することである。それが前提であるならば、3歳未満の子どもの8割は家庭でフルタイムの保育を行っているにもかかわらず、給付の対象とならないことについて、その理由を説明するべきである。その説明が明確になされないなら、法律を修正するか運用を見直す必要がある。また、この事実に関して、マスメディア等は見解を示す必要があると思われる。1号認定子どもについて、幼稚園において6時間程度の保育を受けており、預かり保育を受ける場合は8時間程度の保育を受けている。標準教育時間認定のみでなく、保育認定もなされるべきである。2号認定子どもについては、幼保連携型及び幼稚園型認定こども園に関し、標準教育時間認定が必要のはずである。保育標準時間について、現行の認定こども園法では8時間程度と定められているので堅持していただきたい。優先利用について、低所得の世帯に対する優先的な支援をするべきである。高所得者には児童手当のように所得制限をすることが本来は適切と思われる、と発言しました。

また、北條委員の発言を受けて他の委員から、3歳未満の家庭で保育を受ける子どもについて、子ども・子育て会議の場で生産的な議論を行うべきとの発言があり、北條委員も発言に賛成しました。

◎その他の主な意見

【宮下委員】保育の必要量について、開所時間 11 時間であっても保育時間は 8 時間を厳守すべき。

【柏女委員】保育の必要性の認定の事由について、第 2 子の出産にあたり育児休業を取得した際、一般的に第 1 子が保育所退去を求められることは、親の環境の変化に左右され、子どもの最善の利益に反する。

今回の会議は、前回の会議で子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）がとりまとめられたことを受けて、各委員から「子どもの最善の利益」の視点を求める発言が多数ありました。

[今号は 2 枚]

---

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※子ども・子育て会議に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛に FAX またはメールでお寄せください。

F A X : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

※子ども子育て会議の資料は下記 URL からダウンロードできます。

内閣府 HP [http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)